

中期経営計画等に関する件（3月22日）

本委員会は、令和6年3月22日、中期経営計画等に関し、下記のとおり決定した。

記

1. 中期経営計画（2024～2028年度）を[別紙1.](#)のとおり定めること。
2. 中期経営計画（2019～2023年度）の事後評価について、[別紙2.](#)のとおりとすること。
3. 2024年度の定員（常勤職員数の最高限度）を4,900人とすること。